

にこずみと訓めり、又今俗に鍛冶の金くそといふあり、是も屑なり、また今俗にほくらといふは、火口の意にて、火の付べきくち故にいふ歟、門戸の意に同じく山口などいふも、端初の意より名付たり、又朽木は火のよくうつる物にて、田舎にては今も朽木を火くちに用ゆれば、火朽の意にていふにや。

〔本朝食鑑〕燈火 附燈花燭火、保久知火

集解、○中略 保久知者用厚紙揉之如綿、細截每二三層裏小炭火一個、輕掩乾灰而燒之、令黑、候其四面

純黑取出待冷、金石相擊、點火著木片而移火、○中略 此火常所用之火、而世俗呼稱打火也、祭祀事神時

忌火穢者用斯火、又金石相敲、點火于槁木片、或用鹽硝木煮木綿而晒乾、亦金石相擊而點火、俱易移

火、吸煙草人必忌硝煙傷人而已、

〔權中納言敦忠卿集〕ちかもりがからもの、使にくだるに、いはにかねのひうちをほくそにおむ

をして、まのぶをすりたるぬの、袋に、

うちつけに思ひいづとや故郷のまのぶ草にてすれる也けり

〔和爾雅〕五發燭五引五光五奴五並五同五、

〔書言字考節用集〕七財七就七竹七燭七也七、

發燭一名一引一 燂一兒一同一 火一寸一 發燭一淮南一王劉安始一 燂一兒一 硫一

〔隨意錄〕五古取火於日、又取於木、皆名之燧、所謂鑽燧也、然何如取之與、我未知其方、今世所用之屬火

木片、未知狝於何時、彼方明世、猶未流行、耶明田汝成、委巷叢談云、杭人削松木爲小片、其薄如紙、鍊硫

黃塗其銳、名曰發燭、亦曰燂兒、蓋以發火代燈燭用也、史載周建德六年、齊后妃貧者、以發燭爲業、豈卽

杭人所製歟、陶學士清異錄云、夜有急苦於作燈之緩、批杉染硫黃、遇火卽燄、呼爲引光奴云云、今謂建

德後周年號、然則當時既有發燭、而至明乃不行何也、且顧之雖既有發燭、金石相打、以取火之方、則明

附木